

構成会社等又は共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の計算に関する明細書

対 象 計 年 度				法人名	
構成会社等又は共同支配会社等の名称	1		恒久的施設等の該当・非該当	3	該当 ・ 非該当
会社等の区分	2	構成会社等 ・ 共同支配会社等	所在地国名	4	
所在地国における国別実効税率が15%を下回り、かつ、その所在地国における国別グループ純所得の金額がある場合					
当期国別国際最低課税額	5		(11)の計	12	
(5)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	6		構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得金額	13	
(5) - (6) (マイナスの場合は0)	7		その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額	14	
対象会計年度別再計算課税額	8		(13) (14)	15	%
(8)に係る対象会計年度	9	・ ・	((7) + (12)) × (15)	16	
(8)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	10		別表二十付表四「8」の計	17	
(8) - (10) (マイナスの場合は0)	11		会社等別国際最低課税額 (16) + (17)	18	
所在地国における国別実効税率が15%以上であり、かつ、その所在地国における国別グループ純所得の金額がある場合					
対象会計年度別再計算課税額	19		その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額	25	
(19)に係る対象会計年度	20	・ ・	(24) (25)	26	%
(19)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	21		(23) × (26)	27	
(19) - (21) (マイナスの場合は0)	22		別表二十付表四「8」の計	28	
(22)の計	23		会社等別国際最低課税額 (27) + (28)	29	
構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得金額	24				
所在地国における国別グループ純所得の金額がない場合					
対象会計年度別再計算課税額	30		別表二十付表四「8」の計	39	
(30)に係る対象会計年度	31	・ ・	永久差異調整に係る国別国際最低課税額	40	
(30)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	32		(40)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	41	
(30) - (32) (マイナスの場合は0)	33		(40) - (41) (マイナスの場合は0)	42	
構成会社等又は共同支配会社等の再計算個別計算所得金額	34		構成会社等又は共同支配会社等の調整後対象租税額が特定調整後対象租税額を下回る部分の金額	43	
その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の再計算個別計算所得金額の合計額	35		その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の調整後対象租税額が特定調整後対象租税額を下回る部分の金額の合計額	44	
(34) (35)	36	%	(43) (44)	45	%
(33) × (36)	37		(42) × (45)	46	
(37)の計	38		会社等別国際最低課税額 (38) + (39) + (46)	47	

別表二十付表二 令六・四・一以後開始対象会計年度分